

採点表（審査基準）

（明石市高齢者いきいき福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託）

採点者

応募者

評価項目 () 配点		評価の着眼点	評価の視点	評価／配点	
				評価内容・点数	採点
会社の業務経歴 (3 点)		過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数並びに業務責任者の類似業務の実績 (3 点)	A 高度かつ豊富な実績がある B A、C に該当しない C 実績がない	A = 3 点 B = 1 点 C = 0 点	
業務実施方針及び手法 (55 点)		業務内容の理解度 (10 点)	A 的確に理解しており検討が十分 B A、C に該当しない C よく理解していない	A = 10 点 B = 6 点 C = 0 点	
		業務実施方針の妥当性 (5 点)	A 特に優れている B A、C に該当しない C 妥当ではない	A = 5 点 B = 3 点 C = 0 点	
		業務実施手法の妥当性 (10 点)		A = 10 点 B = 6 点 C = 0 点	
		介護保険に関する業務分析の的確性・妥当性 (10 点)	A 特に優れている B 優れている C 普通 D やや妥当ではない E 妥当ではない	A = 10 点 B = 8 点 C = 6 点 D = 4 点 E = 0 点	
		高齢者福祉に関する業務分析の的確性・妥当性 (10 点)			
		工程計画の妥当性 (5 点)	A 特に優れている B A、C に該当しない C 妥当ではない	A = 5 点 B = 3 点 C = 0 点	
		提案の的確性・妥当性 (5 点)		A = 5 点 B = 3 点 C = 0 点	
取組意欲等 (15 点)		業務に対する取組意欲 (5 点)	A 特に優れている B A、C に該当しない C 劣っている	A = 5 点 B = 3 点 C = 0 点	
		配置予定業務責任者の実績等、人員体制、資料作成能力等の業務遂行能力 (5 点)			
		提案内容から、効果的・計画的な検討への工夫の有無 (5 点)	A 特に優れている B A、C に該当しない C 工夫されていない		
公共性 (7 点) （施策反映） 評価	障害者の積極的雇用	・障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ・障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか		ある = 1 ない = 0	
	子育て支援への取組	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくりなど ・法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 ・職場復帰しやすい環境の整備 ・子育て中の従業員向けの相談体制の整備 など		ある = 1 ない = 0	

	男女共同参画づくりへの取組	仕事と家庭の両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保、など ・フレックスタイム制、在宅勤務制度など ・セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 ・性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 ・事業所内託児施設の設置 など	ある＝１ ない＝０	
	若年雇用者育成のための取組	・エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く） など	ある＝１ ない＝０	
	更生支援のための取組	・保護観察所への協力雇用主としての登録があるか	ある＝１ ない＝０	
		・刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など ※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る	ある＝１ ない＝０	
	労働安全衛生のための取組	・厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	ある＝１ ない＝０	
価格（20点）		20点×参加者の中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額（小数点以下切り捨て）		
合計				

※ 審査基準点（50点未満）は失格とする。（選定委員のうち、審査基準点が50点未満の者が1人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。）